

制度	質問	答え
【介護援助制度】	給付の対象でしょうか？	<p>[給付対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の同居家族(2親等以内)が居宅もしくは通所で介護サービス(介護保険適用)を利用した場合。 ・会員本人の別居家族(実父母)が居宅もしくは通所で介護サービス(介護保険適用)を利用して会員本人がその費用を負担した場合。 <p><u>こちらで給付の対象かチェックしてください。</u> ⇒ https://forms.office.com/r/YVv2Rx98Ah</p>
	領収書の提出だけで申請できますか？	<p>領収書の明細では介護の内容がわからないことがありますので、必ず利用明細書の提出もお願いします。</p> <p><領収書は以下が記載されていることが必要です></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日および1日あたりの金額 ・同居家族の場合「同居の証明書類」(介護保険証のコピー等) ・別居家族の場合「会員本人のフルネーム」の宛先 <p>※いずれの領収書も介護保険が適用になっていることがわかる利用領収書・明細書であることが必要です。</p> <p>また、領収書には受領印があることも必ずご確認ください。</p>
	引落とし等のため領収書がでない場合何を提出すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・引落の通帳の表紙のコピーと引落とし部分のコピーをご提出ください。 ・振込の場合は振込前の振込票全体のコピーと振込後の受領印の入った受領証のコピーをご提出ください。
	介護保険適用であればすべての項目が給付対象ですか？	<p>介護保険適用でも給付対象外の項目があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンセル代・レンタル代・物品購入代・介護タクシー代・2週間を超える連泊 ・ヘアカット代・手数料・交通費等介護に直接関わらないもの
	夫婦で共済会員ですが同居の家族の介護をしています。夫婦で申請できますか？	<p>同一世帯に複数の会員がいる場合でも介護サービス1回の申請となります。</p>
	給付金はいつ振り込まれますか？	<p>月末までに提出いただいた申請は、翌月20日までに指定口座へ振込みいたします。</p>